

質問	回答
障害者控除対象者認定書とはなにか	障害者控除対象者認定書をもって、障害者控除対象者の認定を受けた方、又は当該認定を受けた方を扶養している方が確定申告や市・県民税の申告をすると、障害者控除を受けることができます。
申請したら、どのくらいの控除を受けることができるのか	障害者控除における控除は所得控除に該当します。 税の申告時に障害者控除認定書があると、一定金額が所得金額から差し引かれ、所得税および市・県民税の控除(=税額の軽減措置)を受けることができます。 詳細は、市・県民税の障害者控除については浦安市市民税課を、所得税の障害者控除については国税庁のご案内をご覧ください。
申請書が送られてきたが、必ず提出しなくてはならないのか	本人及び税法上の扶養家族が確定申告や市・県民税の申告をしない場合は、申請の必要はありません。
申請書が送られてきたということは、税の申告をしなくてはならないのか 税の申告をするべきかわからない	介護保険課では、皆様の税に関する情報を把握できないため、税の申告が必要でない方にも申請書が送付されている可能性があります。大変申し訳ありませんが、申告の要否については市民税課(047-712-6212)へお問い合わせください。
認定書を受け取った。今後は障がい者としてのサービスが受けられるのか	障害者控除対象者認定書は、税の所得控除にのみ使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。
認定書は提出してからどのくらいで届くのか	申請書の受付からおおむね14日以内に発送します。 但し、申請が集中した場合は遅れる可能性があります。
認定書を紛失してしまった	再度、再発行のための申請書をご提出いただく必要があります。介護保険課へお問い合わせください。
「毎年1月中旬に申請書を郵送している」とあるが、届いていない	基準日(前年12月31日)の時点で要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方で、浦安市の介護保険被保険者証をお持ちの場合でも、以下の方は郵送していません。 ・12/31の時点で新規・更新・区分変更の申請中で結果が確定していない方 ・12/31の時点で対象者が亡くなっている方 ・前年度に障害者控除対象者認定書の発行を受けていない方 認定書が必要な方は介護保険課にお問い合わせください。 また、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(最重度・重度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの方については、手帳での控除の申告が可能であるため、同じく申請書を郵送しておりません。
申請書を紛失してしまった	申請書をホームページよりダウンロードしてご提出ください。 ダウンロードが難しい場合は介護保険課へお問い合わせください。申請書を再度ご郵送します。
複数年分をまとめて申請したい	必要な年数分の申請書をダウンロードもしくはコピーしてご提出ください。 その際、申請書の余白に希望される年をそれぞれご記入ください。
確定申告期間を過ぎたが認定書を今から税の申告に利用できるのか 確定申告の後に認定書を別途で提出したいが控除は受けられるのか	確定申告期間後も認定書は発行できます。 税の手続きについては市川税務署(047-335-4101)へご相談ください。
申請書を提出する際、返信用封筒を同封するべきか	ご用意頂く必要はありません。